税務裁判所に対する管理権限移管に関する憲法裁判所判決(インドネシア)

2023年7月

One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二 NY 州法弁護士 友藤 雄介 インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプル

1. はじめに

インドネシアの憲法裁判所は、憲法裁判所判決番号 26/PUU-XXI/2023 を下しました。この判決によれば、遅くとも 2026 年 12 月 31 日までに、税務裁判所の組織、行政、財務面を管理する権限を最高裁判所に移管する必要があります。

本訴訟は、弁護士1名と学者2名の計3名が、税務裁判所に対する財務省の関与は 税務裁判所の独立性を損なうものであるとして提起したものであり、本判決は裁判 所の独立性の保護を重視したものと言えます。

2. 訴訟の概要

税務裁判所に関する 2002 年法律第 14 号(以下「税務裁判所法」)の第 5 条 2 項では、「税務裁判所の組織、行政、財政に関する管理は財政省が行う」と定められており、このため税務裁判所の組織、行政、財政に関しては財政省が管理権限を持っています。原告は、これらの管理権限を最高裁判所に移管するよう本訴訟を提起し、具体的には、前述の条文を以下のように修正することを求めました。

「税務裁判所の組織的、行政的、財政的発展は最高裁判所が行う。」

原告は、仮に財務省による税務裁判所の管理が、組織的、行政的、財政的な問題に限定されているとしても、税務裁判所に対して二つの組織(最高裁判所及び財務省)が管理する権限を有すること(特に財務省が関与すること)は司法の独立性を損なう可能性がある(つまり財務省が税務裁判所の機能と責任に対して支配力を行使する可能性がある)として懸念を示しています。

このため原告は、当該条項は1945年憲法第24条第1項に規定された「司法権は、 法と正義を維持するために司法を行う独立の権能である」という法の支配と司法権 の独立の原則と両立せず、矛盾し、抵触するものと見なされると主張しました。

3. 憲法裁判所が考慮した内容

憲法裁判所は、本判決に当たり以下を検討いたしました。

- 1) 憲法裁判所は、税務裁判所が司法権の一つであり、これは 1945 年憲法第 24 条に明記されているとし、このため税務裁判所法第 5 条第 2 項は、憲法に反するものとされるとしています。
- 2) また憲法裁判所は、司法権の独立性と法の支配の確保のため、司法権に責任を持つ機関は一つであるべきであり、税務裁判所における監督権の二元性は司法制度の発展を複雑にしており、行政権や他の権力から厳然と分離されるべきでとしています。
- 3)さらに、憲法裁判所は、法の支配には、司法権の独立は不可欠な要素であり、これは、司法が公平かつ中立的であり外部からの干渉を受けないことを保証するとしています。また更に、司法権の独立が確保されない場合には、司法が歪められ、権力の乱用、国家権力による人権の軽視などの危険性が生じる可能性があるため、司法権の独立は、インドネシアにおいて法の支配を維持する上で極めて重要な要素であると述べています。

4. 判決

憲法裁判所は本判決にて、税務裁判所の管理を 2026年 12月 31日までに財務省から最高裁判所に移行させることを決定しました。

具体的には、憲法裁判所は、2002年法律第14号第5条第2項における「財務省」という表現は1945年憲法と矛盾していると判断し、このため、当該文言について「最高裁判所(但し、2026年12月31日までに徐々に引き継がれるものとする)」という解釈をしない限り、この条文には拘束力がないと解釈されると判断いたしました。したがって、2002年法律第14号第5条第2項は以下のように解釈されると判断しております。

「税務裁判所の組織的、行政的、財政的管理は、最高裁判所が段階的に実施し、2026年12月31日までに完全に実施されるものとされる」。

本判決は司法機関の一つである税務裁判所の組織、管理体制に影響を及ぼすものであると考えられるところ、今後の動向に注目する必要がございます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。 One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ<u>https://oneasia.legal</u>または<u>info@oneasia.legal</u>までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



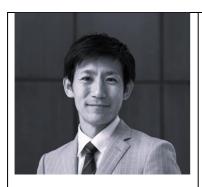
馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office NY 州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて 豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事 業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジ ニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約(EPC 契約)の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経 験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクー ル卒。2023年から One Asia に参画。

yusuke.tomofuji@oneasia.legal



Prisilia Sitompul (プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてイン ハウスカウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよ び天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学 大学院修士課程修了(石油・ガス法)。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal